

認定NPO法人 環境文明二十一の訴え

主旨

昨今の地球環境の悪化はとどまるところを知らず、人々の生命や経済活動に甚大な影響を及ぼし始めている。にもかかわらず、日本の現行憲法には、あらゆる生命と人間活動の基盤となる「環境」に関する条項はない。加えて、人々の価値観も「今だけ、金だけ、自分だけ」といった風潮に流されている。

こうした事態を憂慮して、私たちは、次の二点を強く訴えるものである。

- 一 日本国憲法に「環境原則」を導入すること
- 二 「脱炭素時代」を生きる政治の覚悟と責任

2022年1月吉日

認定特定非営利活動法人環境文明二十一

代表 藤村 コノエ

顧問 加藤 三郎



一 日本国憲法に「環境（持続性）原則」を追加する提案

環境文明二十一 は、二〇〇四年七月より「憲法部会」を設け、日本国憲法（以下「憲法」）に、社会の持続性を確保するための「環境原則」を導入することについて検討してきました。その結果、第一次案を二〇〇五年一月十三日に発表、その後も検討を重ね、提案条文の微調整も重ねて、今日の提案に至っています。その間も、政党、政治家はもとより、広く国民の皆様のご理解とご支援を求めるべく、シンポジウム等を通じて審議していただく場を継続的に提供して参りました。憲法は、国家統治の基本的事項を定め、他の法令で変更することの出来ない国家最高の法規範であるにもかかわらず、現行憲法では「環境」について全く触れられていません。確かに、起草当時はその必要性は少なかったと思われませんが、現在の、気候異変などに代表される地球規模の環境問題の急速な悪化、プラスチックごみを含む廃棄物や化学物質の量の増大や質の変化など身の回りにある環境問題は、私たちの持続的な生存に危機をもたらすレベルに至っています。その重大性を考えれば、持続可能な社会を将来世代に継承する観点から、環境の保全という人間の生活や経済活動にとって最も重要な基本的事項を憲法に書き込むべき時期であり、今その努力を怠れば次世代に大きな禍根を残すこととなります。

現行憲法の三原則とされる①主権在民（国民主権）、②戦争の放棄（平和主義）、③基本的人権の尊重、と並び、環境の脅威のみならず貧困や格差拡大など社会の持続性が重要な課題となる今世紀においては、あらゆる生命の基盤である環境の保全（「環境原則」）を第四の原則として憲法に明確に位置づけるべきであると私たちは考えます。

私たちが最初にこうした提案をしてから十八年余が経ちましたが、国会においても、国民の間でも主要な関心は相変わらず足元の経済問題に集中しているといっても過言ではない状況が続いています。

一方、その間、温暖化や生物多様性の問題は深刻の度を増し、国連や各種サミットの間等では、その対応が国際政治の最重要課題として多くの国が真剣に取り組んでいます。特に二〇一五年に、ほぼすべての国連加盟国は二〇三〇年に向けて、貧困、健康、水、エネルギーなどの改善を求めたSDGsを採択し、また同年十二月には新たな気候変動対策である「パリ協定」に合意しましたが、その円滑な実施のための新しい社会の構築は、我が国にとっても極めて重要な政策課題となっっています。

私たちは、このような動きが示す環境問題の重大性、緊急性にかんがみ、社会の持続性を確保するための「環境原則」を憲法に追加するよう、国会で速やかに審議されますことを、再度要請します。

また、この問題は全ての国民に関わる問題であることから、広く国民に呼びかけ、ともに国政に働きかけて参ります。

1 前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和と健全で恵み豊かな環境を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想と**環境の保全に対する責任**を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらと**将来世代の安全と生存**を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏**そして環境の破壊**から免かれ、平和のうちに**持続可能な社会**に生存する権利と**それを維持する責務**を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(注) 原文を変えず、提案を太字で追加。

(注) 環境とは、「あらゆる生命の基盤」を意味する。

2 具体的条文案 憲法に第三章「環境」を新設

三の一条（権利と責務）

何人も、地球の営みによって形成された、生命の基盤である健全で恵み豊かな環境を享受する権利を有するとともに、この環境を保全し、且つ将来世代に継承する責務を有する。

三の二条（国の責務と国民の参画）

国は、いかなる政策を立案、実施する場合にあつても、環境の保全を優先し、人と環境が調和した持続可能な社会の構築を目指すとともに、その過程において、国民の学びと参画を保障しなければならない。

三の三条（予防原則）

国は、科学的知見に不確実性があつたとしても、人の健康または生態系に重大な影響をおよぼす恐れがある行為及び科学の技術的応用に対しては、未然に防止することを基本とする予防原則を遵守しなければならない。

三の四条（地域社会の安定）

国及び地方公共団体は、自然災害への防備のために、地域社会と協働して、国土の保全、管理を行い、生物多様性を豊かに回復するように努めなければならない。

三の五条（国際協力）

国は、地球規模の環境保全が人間共通の課題であることに鑑み、持続可能な社会の構築に関する国際協力を積極的に推進しなければならない。

（注一） 「第二章 環境」は、現行憲法の第二章「戦争の放棄」と第三章「国民の権利及び義務」

との間に、新たに挿入することを提案するものである。

3 「公共の福祉」の概念の明確化

現行憲法の第十二条、第十三条、第二十二條及び第二十九條中にある「公共の福祉」の概念の中心に「持続可能な社会の創造と維持」を据えることを解釈の上で明確にする。

二 「脱炭素時代」を生きる政治の覚悟と責任

1. 背景と趣旨

(1) 今日の人々の生活は、あらゆる意味で様々な危機に取り囲まれており、中でも、気候危機は中・長期的には急速な深刻化が懸念されている。

(2) このような事態に、国内的には「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指す脱炭素政策が、また国際的には英国で開催されたCOP26での合意が見られたように、これまでもより厳しい目標となる「1.5℃昇温抑制」を目指す脱炭素政策がとられようとしている。

(3) 国内においては、その達成手段として制度の変革や技術のイノベーションなどが強調されている。しかし、私たちは、この大きな変革を乗り越えるには、気候危機の実態への正しい認識、それを克服するための厳しい施策の必要性、その基本的方向性などについて、広範な人々が共通の理解を持ち、互いに協力して実行する覚悟と責任感の共有が前提にあると考えている。

(4) しかし現時点では、とかく「今だけ、金だけ、自分だけ」に代表されるような風潮が社会を覆い、危機を克服するのに必要な覚悟や責任感は希薄である。

(5) こうしたことから、以下の「環境倫理」の項目を提案し、広範な検討と多くの人々の共感と支持を経て、「脱炭素」時代にふさわしい考え方(理念・価値体系)と暮らし方(行動規範・原則)を共有財産として、気候危機の時代を生き抜き、次世代に良好な環境を引き継ぐために行動することを宣言するものである。

2. 『脱炭素時代を生き抜く環境倫理』として、次の項目を提案する。

(1) 人としての倫理項目

有限の認識…地球環境は有限であり、これまでの人間活動の拡大により、今後の活動の環境上の余地は限界に達しつつあることを認識する

抑制する知恵…何事も(資源の消費を伴う)無限の拡大・成長はあり得ないことを自覚し、知足の心で、自らの行動を環境が許容する範囲内に自制する知恵をもつ

循環の工夫…不要物の再利用や自然への還元を可能にする仕組みをつくり、すべてのモノを循環させる工夫に努める

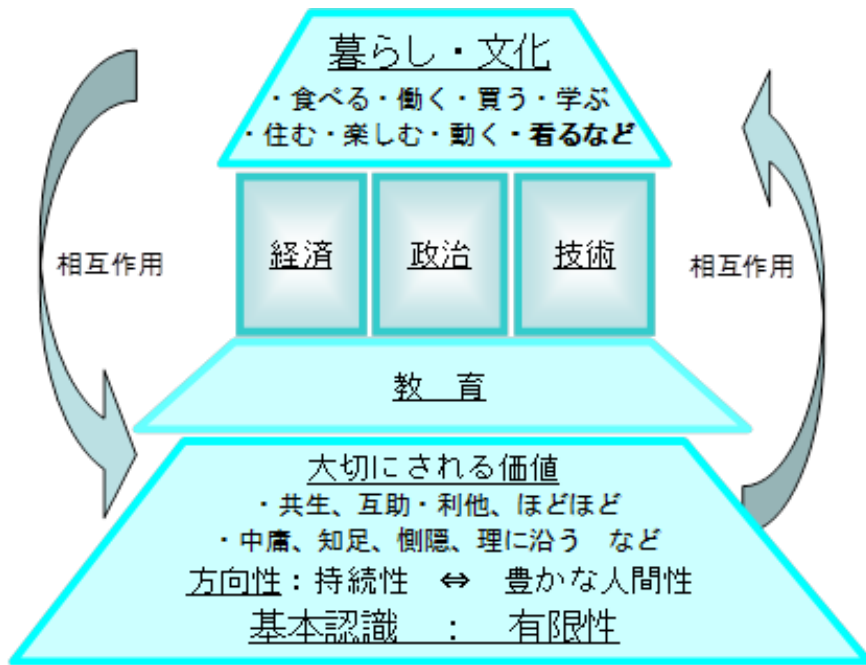
共存する喜び…人は孤立しては生きられず、様々な人や生き物とも共にこの星で調和して生きていく喜びを持つ

利他の心…自己利益だけでなく、他の人の幸福や利益にも常に配慮し、尊重する心をもつ
公正の確保…「真実」を判断することが難しい時代の中でも、貧富、権力、ジェンダーの格差に係る公正を確保するよう常に努める

(2) 政治に関わる人に期待される倫理項目

【国政に携わる人の倫理】

- ① 短期的な利害だけでなく、中長期の未来における危険性（リスク）について深く洞察し、科学と倫理に基づく政策を提示する
- ② 途上国並びに将来世代を含むすべての人々の真の豊かさの確保に尽力する覚悟を常日頃から表明し、実行する
- ③ 解決の先送りは決してせずに、逃げない、させない旨、常日頃から表明し、実行する
- ④ 環境問題の解決のために、できる限り多くの国や国際機関と協力し、多様な主体の参加と共同する体制を作り上げることをめざす
- ⑤ 環境危機の実態とその原因等についての情報を、官僚からだけでなく、専門家、NPO、市民、企業等から幅広く収集し、分析する
- ⑥ 誰一人取り残さない社会を造るために、富を適正に分配し、格差を是正する政策を作り実行する



【参考】

○環境文明21とは

当会の前身である「21世紀の環境と文明を考える会」は、21世紀に向けての主要な環境問題が、文明のあり方と密接に関係しているとの認識のもと、環境と文明の関係について幅広く調査研究し、わが国のみならず世界の環境の質の維持、向上に資する新たな文明のあり方を探求することを目的として1993年9月に発足。その後、1999年10月に、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく法人格を取得し、これを機に団体の名称を「環境文明21」に改名。

地球温暖化をはじめとする環境問題が深刻さを増し、社会・経済面でも、私たちを取り巻く環境は悪化の一途を辿っているが、社会の悪化を止め、未来を確かなものにするには、小手先の対応は通用せず、化石燃料を経済社会の強力な駆動力としてきた、これまでの“文明の病い”に対処する必要があると考える。すなわち、利便さ、物の豊かさのみを追い求めたこれまでのライフスタイル、そうした欲求を満たしてきた大量生産・消費・廃棄の現在の社会経済システムそのものを根底から転換しない限り、私たちに明るい未来はない。次世代に人が生きるに足る豊かな環境を引き継ぐために、環境文明21は、価値観や制度的枠組みを含め、社会全体のあり様を市民や企業と一緒に全面的に変えていくことを目指し、さまざまな切り口からそれらを追求しつつ、政策提言、調査研究、普及啓発、交流などに精力的に取り組んでいる。

○代表・顧問のプロフィール

代表 藤村コノエ 大分県別府市出身。東京工業大学大学院博士後期課程修了。学術博士。中央環境審議会委員。環境教育のパイオニアとして、環境庁、東京都等行政機関から委託を受け、環境学習に関する調査研究、人材育成講座の企画・実施を行う他、市民・企業に対する講演、大学等の非常勤講師等も務める。また、当会の設立に関わり2018年より代表。平成15年（2003年）に成立した環境教育推進法の立法化に向けては、推進協議会事務局長として活動。現在は主に、企業向けの研修、気候変動問題に関する政策提言活動などを行う。環境NPOの連合組織であるグリーン連合の設立（2015年6月）を他団体に呼び掛け、現在共同代表。

顧問 加藤三郎 東京大学工学系大学院修士課程を修了。厚生省、環境庁にて公害・環境行政担当。1990年環境庁地球環境部の初代部長。地球温暖化防止行動計画の策定、地球サミットへの参画などを経て、93年退官。直ちに環境文明研究所を設立するとともに「21世紀の環境と文明を考える会」「環境文明21」を主宰。現在、プレジデント社環境フォトコンテスト審査委員長、毎日新聞日韓国際環境賞審査委員、環境NPO連合組織「グリーン連合」顧問、全国浄化槽団体連合会監事、日本環境整備教育センター理事などを兼務。